

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた 取組について

令和 7 年 5 月 2 2 日
総 務 省

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組について

- 総務省においては、以下の①～③について、あらゆる機会を捉えて自治体に働きかけを行っているところであり、こうした取組を通じて、地方の官公需における価格転嫁の取組を推進。

① 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

- 令和7年1月に取りまとめた低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用状況に関する実態調査の結果を踏まえ、
 - ・ **制度未導入の自治体**においては、**制度を導入**すること
 - ・ 工事等一部の契約で制度を導入している自治体においては、**工事以外の契約に拡大**することについて検討いただきたいこと**等を依頼**。
- **現在**、これらの制度に係る**自治体ごとの導入状況をフォローアップ**しているところであり、**その結果を「見える化」する予定**。

② 価格転嫁等に関する相談窓口の設置

- 今後、中小企業庁が設置している「下請かけこみ寺」において、官公需に関する相談を新たに受け付けることとしており、**4月に、自治体に対し、その相談に対応する窓口の設置を依頼**したところ。
(6月以降、「下請かけこみ寺」に寄せられることとなる相談について、総務省も共有し、自治体の対応状況を把握。)

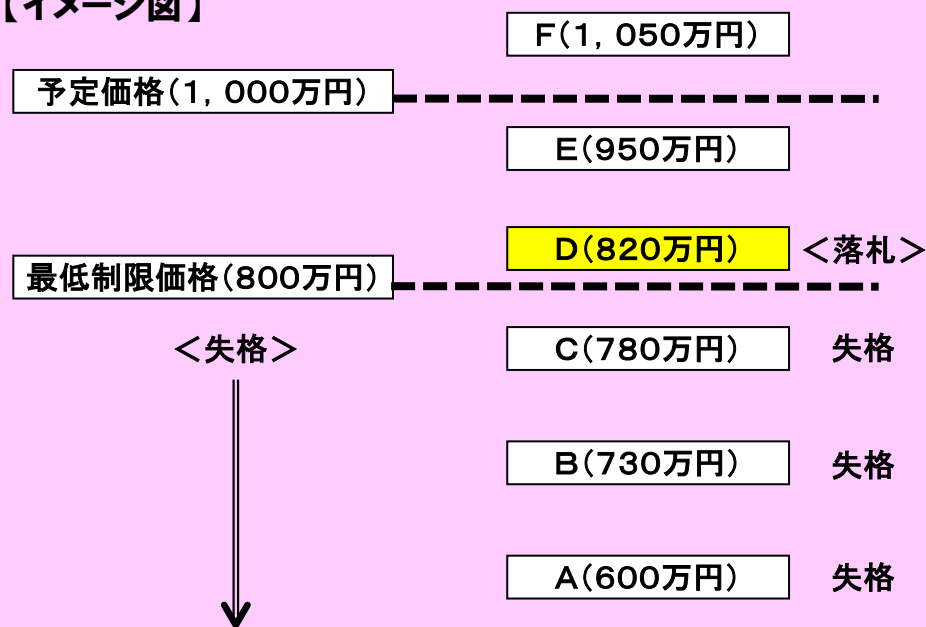
③ 重点支援地方交付金の更なる活用

- 令和7年4月1日付けで、自治体に対し、「重点支援地方交付金」(R6補正予算)は、**令和7年度事業にも活用可能**であるとともに、**本交付金の活用も検討いただきながら、労務費等の適切な価格転嫁**を図っていただきたいことを依頼。
- 重点支援地方交付金の更なる活用について、各都道府県の財政担当課長・市町村担当課長等に対し、**様々な機会を捉えて助言を実施**。

○最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、**あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの**

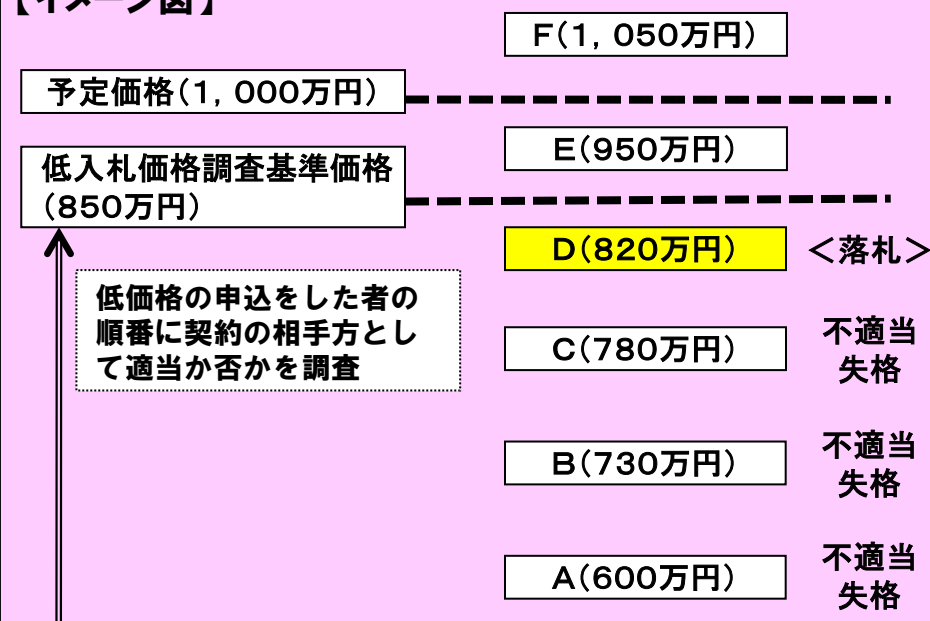
【イメージ図】



○低入札価格調査制度

工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合には、**最低価格の入札者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの**

【イメージ図】



「重点支援地方交付金」(令和6年度補正予算)を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

参考

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 令和6年11月の経済対策において、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のために活用いただけることとなりました。

趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
 - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
 - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
 - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
 - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
 - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中小企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



重点支援地方交付金の活用方法

- 対象とする事業
 - ・ 地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達
- 対象とする費用
 - ・ 物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分(実質的な賃上げにつながるもの)
- 具体的な取組みのイメージ
 - ・ 公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
 - ・ 価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、円滑な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。
※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。